

綾瀬市行政改革推進本部要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革の推進を図るため、綾瀬市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革に関する方針の策定及び実施に関すること。
- (2) 公共施設マネジメントに関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は市長をもつて充てる。

3 本部員は、副市長、教育長及び綾瀬市庁議規程（昭和53年綾瀬市訓令第6号）

第4条第2項第2号に規定する部長等をもつて充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(下部組織)

第6条 本部に、第2条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、下部組織を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行政改革事務主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。